

## 埼玉県

### 基礎情報

【人口】 7,266,534 人 【世帯】 2,971,659 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

### 【母子・父子世帯数】

ひとり親世帯数 41,461 世帯

（母子世帯（単独世帯） 35,999 世帯、父子世帯（単独世帯） 5,462 世帯）

（平成 22 年国勢調査）（埼玉県子育て応援行動計画（平成 27～31 年度））

### 概要

○県内の母子・父子自立支援員等を対象に、相談関係職員研修支援事業や就業支援講習会等事業により、育成に取り組んでいる。前者は、スキルアップを目的として、専門家による講演のほか、施策等の説明等を行うプログラムとなっている。後者は、就業支援のスキルアップを目的として、特定の職業につくための資格等に関する情報を得るための就業者による講演のほか、参加者相互の情報交換、共有等を行うグループワークを行うプログラムとなっている。

○家計管理・生活支援講習会等事業として、ひとり親家庭の親または寡婦を対象に、子どもの教育資金をテーマにした研修として、社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の専門家による講演とグループ相談会を実施した。

○児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと福祉事務所が連携して就職活動応援のための支援を実施している。

## （１）県内の母子・父子自立支援員等の育成に注力

### ①相談関係職員研修支援事業の実施

埼玉県では、母子家庭等就業・自立支援事業の相談関係職員研修支援事業として、県の母子・父子自立支援員と県下の市の母子・父子自立支援員、婦人相談員のあわせて 60 人弱を対象に、県が直接、人材育成のための研修事業を行っている。

主に、母子・父子自立支援員や婦人相談員の全般的なスキルアップを目的に、年に 3 回、1 回は半日間で実施している。

研修内容としては、専門家による講演や県の施策の説明、年度初めには新規事業の説明、県外での全国的な研修への参加報告などから構成されている。

このうち、全国的な研修については、県内の母子・父子自立支援員等の中から 2 名程度が参加しており、その参加者が参加結果を報告している。全国的な研修とは、ブロック単位や全国単位で実施されている研修のことであり、具体的には、地区婦人保護事業研究協議会、婦人相談員・心理判定員研究協議会、母子父子寡婦福祉対策研究協議会、全国母子・父子自立支援員研修会などである。

このほか、年に一度、施設見学もしくは施設紹介も行っている。人数が多いため、施設見学の実現は難しい面もあり、施設の運営者による写真や資料等による紹介が多くなっている。これまでに、例えば DV を対象としたシェルターやステップハウス（シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立の準備をするための中間的な施設のこと（埼玉県資料より））などを対象として行ったことがある。

研修には、対象となる 60 人弱のうち 50 人弱の人が参加している。

予算規模はわずかで、会場費と講師謝金程度となっている。

## ②就業支援講習会等事業の実施

埼玉県では、母子家庭等就業・自立支援事業の就業支援講習会等事業として、公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会に事業を委託して、就業支援のためのスキルアップを目的とした研修会を実施している。

対象は、相談関係職員研修支援事業と同様に、県の母子・父子自立支援員と県下の市町村の母子・父子自立支援員、婦人相談員のあわせて 60 人弱である。年に 2 回、半日で実施している。

研修は、2 つの内容から構成されている。ひとつは、特定の職業の方を講師としてどのような勉強をして、どのような資格を取得し就業できたかを話していただくものである。就労支援の相談者が関心のある職業について、就業に向けどのような資格を取得すればよいのか、どのような勉強をすればよいかなど、支援に必要な知識を学ぶためである。これまでに、美容師や行政書士、看護師、リハビリテーションの専門家などを講師としている。こうした話をもとに、例えば、相談者を、高等職業訓練促進給付金につなぐなども踏まえた取組である。講師について、ひとり親家庭で該当する職業の人がいれば、そうした方をお願いするようにもしているとのことである。

もう一つは、グループワークの実施である。これは、市の母子・父子自立支援員等は市に 1 人、多くても 2 人程度で、相談する相手もおらず悩みを抱えている状況にある。そこで、研修の場で、他市や県の母子・父子自立支援員の話聞くことが勉強になるということで、母子・父子自立支援員等の情報交換、共有の場として実施するようになっている。1 グループ 5～6 人程度で 1 時間弱、ファシリテーターのような専門家を入れるのではなく、参加者の中から司会等を決めて行う方法である。参加者からは、「同じ職場には、相談する人がいない」、「まわりは行政職の人ばかりの状況下で仕事上の悩みがある」、「他の行政職員との立場の違いによる、仕事の進め方の悩みがある」などを抱えている中で、話が聞き取りもらえる、アドバイスがもらえるということで好評となっている。

なお、グループワークは講義等を聴くばかりではなく、意見交換の機会を組み込むため、平成 27 年度から導入したが、好評であったため平成 28 年度も継続して実施している。

研修には、対象となる 60 人弱のうち 50 人弱の人が参加している。

予算規模はわずかで、会場費と講師謝金程度の委託費となっている。

## (2) 子どもの教育資金をテーマにした研修の実施

ひとり親家庭等生活向上事業のひとり親家庭等生活支援事業の家計管理・生活支援講習会等事業として、「気になる子どもの教育資金」をテーマにした研修を平成 28 年度に実施した。

この研修は、埼玉県が試行的に実施している「仕事と子育ての両立で日々忙しく、地域で孤立しがちなひとり親家庭の親や寡婦に対し、講演会を開催するとともに、他のひとり親との交流の場を作り出すこと」を目的に、定期的に行われている交流会の中で、子どもの教育資金をテーマに実施した。

対象は、ひとり親家庭の親または寡婦で、会場の都合もあり定員 30 人での事前申込制であった。

講師は、社会保険労務士やファイナンシャルプランナー等の資格を有する専門家に依頼した。内容は、講師による講演と、講師を囲む形でのグループ相談会であった。

この研修の情報発信は、チラシを作成し、市町村の関連する窓口に置いたほか、母子寡婦の

団体の会員に配布するとともに、業務を実施した公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会のHPで行っている。

### (3) ハローワークと福祉事務所が連携した就職活動支援

#### ① 児童扶養手当受給者を対象とした就業支援

児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと福祉事務所が共同で、就職活動の支援に取り組んでいる。

支援内容としては、専任の支援員が担当し、就職活動に関する相談、キャリアの棚卸、履歴書・職務経歴書の作成指導及び添削、仕事に必要な技術・知識のアドバイスや職業訓練の案内、希望条件に合った求人の個別開拓などを行う。

児童扶養手当受給の現況届を提出する8月に、提出受付の窓口の横に、就業相談のための場所を設けて、現況届の提出と相談が一体的に行うことができるようにしている。

福祉事務所は就業支援専門員、ハローワークは就職支援ナビゲーターが中心になって取り組んでいる。

#### 児童扶養手当受給者向けの就業支援のためのチラシ

早期の再就職や転職を目指す

ひとり親  
パパ・ママお仕事  
応援キャンペーン

児童扶養手当  
受給中の皆様へ

ハローワークと福祉事務所が  
あなたの就職活動を応援します！

就職 常用雇用化 職場への定着

児童扶養手当  
受給中の方

福祉事務所  
就業支援専門員

ハローワーク  
就職支援ナビゲーター

両者共同で  
あなたにあった  
個別の就労支援プラン  
を策定します

職場定着に  
に向けた  
フォローアップ  
をします！

- 専任の支援員があなたを担当します。
- 今後の就職活動の心構え、不安解消のための相談に応じます。
- これまでのキャリアの棚卸し、履歴書・職務経歴書の作成指導及び添削を行います。
- これまでと違う職種にチャレンジしたい方には、仕事に必要な技術・知識のアドバイスや職業訓練などのご案内をします。
- あなたの希望条件に合った求人を個別に開拓します。

お気軽にお問合わせください

詳細やご相談は…  
お住まいの地域を  
担当する **ハローワーク** または **福祉事務所** へ(裏面)

埼玉県労働 地方訓練受講者支援室 280622

出典) 埼玉県資料

## ②就業支援専門員による支援の実施

埼玉県が設置している県内4か所の福祉事務所のうち、東部中央と西部、北部の3か所の福祉事務所に、各1名の就業支援専門員を平成26年度から配置している。

就業支援専門員は、ハローワークのOBなど、就業支援の経験やノウハウを有する人であり、ハローワークとの連携も行いやすい状況にある。具体的な支援内容としては、以下のようなことを目指している。

○相談者の希望を踏まえたキャリアカウンセリングを行い、ライフキャリアプラン、目標設定、再就職のコツやノウハウ等の紹介

- ・自分を振り返り、長所や自己アピールを考え、整理
- ・履歴書や職務経歴書の書き方のコツや応募書類作成のアドバイス、準備
- ・求人票の紹介、希望求人の求人票の見方の説明
- ・ハローワークへの同行
- ・求人先にアピールする応募書類の作成、アドバイス
- ・模擬面接の実施
- ・就職後のフォローアップ など

## ③パソコン教室の開設と就業相談の一体的な実施

ひとり親家庭の親または寡婦を対象に、平成28年度に、計7回のパソコン教室を開催している。このうち、3回については、就業相談の場を併設している。

また、パソコン教室は、平日のほか、土日の休日にも開催し、休日コースでは、未就学児を預かる保育サービスも実施している。

以上